

令和8年度 小規模農家等グループ支援事業 注意事項

(よくお読みいただいた上で、補助金交付申請を行ってください。)

○機械契約のタイミングについて

市が行う「**補助金交付決定**」前に契約された機械は、**補助の対象になりません**。必ず、契約前に補助金交付申請を行い、補助金交付決定を待って契約してください。

○補助金額の算出方法について

- ・代表者が仕入れに係る消費税額を申告していない場合
事業対象経費（最安の見積価格）×1/4
- ・代表者が仕入れに係る消費税額を申告している場合
事業対象経費（最安の見積価格）÷1.10×1/4

※上限額は下記のとおり

<男性のみの農業者グループ>

人数	新品			中古		
	3人	4人	5人～	3人	4人	5人～
上限額	70万円	80万円	90万円	35万円	40万円	45万円

<女性を含む農業者グループ>

人数	新品			中古		
	3人	4人	5人～	3人	4人	5人～
上限額	80万円	90万円	100万円	40万円	45万円	50万円

○動産保険について

導入機械について、耐用年数期間（新品7年間）は農機具共済等の**動産保険への加入が必要**です。

○契約等の名義について

導入機械の契約、支払、動産保険の契約は**すべて代表者名義**で行う必要があります。

○機械検査について

市が行う「**機械検査**」前に**使用された機械は、補助の対象になりません**。納品されたらすぐに市担当者までご連絡ください。

○事業経費の支払について

銀行振込または口座引落としにより、年度内に一括で支払いを完了してください（代表者名義）。なお、振込手数料については、補助対象の経費とはなりません。

○帳簿等の整備と保管について【補助金交付後】

補助金の交付を受けた後に、補助事業成果の追跡調査等のため、補助事業に関する書類の提出や確認を求める場合がございます。**補助事業に係る関係書類は処分せず、大切に保管してください**。

◇保管期限：補助事業が完了した年度の翌年度から5年間（令和14年3月31日まで）

○利用実績報告について【補助金交付後】

導入機械について、令和9年度～11年度の3年間にわたり利用実績報告書を提出いただきます。

○水稲作付面積について【補助金交付後】

令和11年度までは農業者グループにおいて、「水稲生産実施計画書及び営農計画書(作付計画書)」の水稲作付面積の合計が【30a×グループの人数】以上になる必要があります。

○導入機械の譲渡・処分等について【補助金交付後】

導入機械の耐用年数以内に、補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、処分等を行う場合は、補助金の返還が必要となる場合があります。必ず、事前に農林課までご連絡ください。

○農業用機械の購入制限について【補助金交付後】

導入機械の耐用年数以内に、農業者グループの構成員は、導入機械と同種の機械を新たに導入することはできません。

○農業者グループの構成員が離農・死亡した場合について【補助金交付後】

導入機械の耐用年数以内に、農業者グループの構成員が離農・死亡した場合、後任の農業者を選定する必要があります。